

結婚を要の費用を補助します

[厚岸町ハッピーブライダル奨励事業]

## **Q1** どんな人が対象?

次の条件をすべて満たしている人が対象です。

- ① 婚姻届を提出した人またはこれから提出する人
- ② 厚岸町内において、令和6年度内に結婚披露宴等を行う人
- ③ 出席者が30人以上の結婚披露宴を行う人
- ④ 世帯全員に町税等の滞納がない人

## **QZ** どんな**経費**が対象?

町内で行う結婚披露宴等に要する経費のうち、地元事業者を利用した 経費の2割分を補助します(千円未満切り捨て) また、厚岸町内に住所を有する人には20万円を加算します。

## Q3 申請するタイミングは?

結婚披露宴等を行う2週間前までに申請が必要になります。 申請をお考えの方は、申請期日にかかわらずお早めにご相談ください。

厚岸町観光商工課商工雇用係

最大 30万円 補助します!

**5** 0153-52-3131

町内に住所がある人は + 20 万円

